

特許情報に関するグローバルな IT 化に向けた取り組み

—グローバル・ドシエの優先五項目と開発途上国の知財庁に対する IT 関連支援—

Initiatives for the global digitization of patent information

特許庁 総務部総務課 情報技術統括室 デジタル戦略国際班長／海外協力班長

岩本 薫

2014 年 4 月特許庁に入庁。自動車部品などの審査を行う審査第二部一般機械に配属。その後、国際政策課／国際協力課総括班、調整課審査推進室電子情報計画班、内閣府への出向などを経て 2025 年より現職。

1 はじめに

企業活動のグローバル化に伴い、知財分野では複数の国や地域で同一の発明が出願されている。このように世界的に出願が増加している中、各国・地域の特許庁が保有する特許出願の手续や審査に関する情報（いわゆるドシエ情報）は、業務効率化の観点から、特許審査官のみならず一般ユーザーにも有益であることから、グローバルな IT 化が進められてきた。

日米欧中韓の五庁によるドシエ情報を共有可能とするシステム整備の主な取り組み経緯は右表のとおりであり、ワン・ポータル・ドシエ（OPD）は、当初審査官向けのサービスであったが、その後一般公開に拡張された。JPO においても、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）¹ を介して、五庁、WIPO が開発したドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）² 参加庁のうち一部の庁、さらに台湾智慧財産局に出願されたドシエ情報を提供している。

このドシエ情報提供サービスにより、一般ユーザーは、各国・地域の手続や審査の状況を横断的に把握することができ、また、各種書類データを容易に取得できるようになった。

本節では、ドシエ情報提供サービスの最新情報とともに、五庁が取り組んでいるグローバル・ドシエの発展と開発途上国の知財庁に対する IT 関連支援を紹介する。

表 1 五庁によるシステム整備の主な取り組み経緯

年	取り組み
2004	JPO がインターネットを利用した「高度産業財産ネットワーク（AIPN: Advanced Industrial Property Network）」を通じ、機械翻訳した日本のドシエ情報を海外特許庁へ提供開始。
2006	日米欧の三極特許庁間で、相互にドシエ情報を参照できるシステムを構築。
2008	JPO が日米欧中韓の五庁でのドシエ情報を一括取得し見やすく提供するシステム「ワン・ポータル・ドシエ（OPD）」を提唱。以後、JPO が主導して取組を進める。
2012	五庁長官会合において、JPO と USPTO がグローバル・ドシエ ³ を共同提案。
2013	OPD のサービスを五庁の審査官向けに提供開始。各国の審査官が互いのドシエ情報を参照して審査効率化に活用。
2014	JPO と WIPO が技術連携を行い、OPD と WIPO が開発したドシエ情報共有システム（WIPO-CASE）を接続。ドシエ情報共有ネットワークの国際的拡大を推進。
2016	五庁と WIPO-CASE 参加庁（PCT 国際出願を含む）のドシエ情報を、一般ユーザー向けにも提供開始。審査官向けサービスから一般公開への拡張。

1 特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>

2 WIPO-CASE: WIPO-Centralized Access to Search and Examination <https://www.wipo.int/en/web/case>

3 グローバル・ドシエとは、各知財庁のシステムを連携させることによる仮想的な共通システムにより一元的なサービスの提供を目指す構想である。

2 ドシエ情報提供サービスの最新情報

2.1 WIPO-CASE 参加庁の拡大

WIPO-CASE は、バンクーバーグループ（オーストラリア、カナダ及びイギリスの特許庁が結成）の求めに応じて、WIPO が開発したドシエ情報共有システムである。2011 年に導入され、当初はこれら三庁の審査官向けに運用されていたが、2015 年以降、任意の特許庁が WIPO に対して参加する意思を通知することでシステムに参加できるようになった。

WIPO-CASE 参加庁は、近年では、キューバ、スペイン、ドイツ、トルコ、フィンランド及びブラジルが参加するなど順次拡大しており、2026 年 6 月時点で、五庁に加えて 35 の国・機関が WIPO-CASE に参加している。そのうち、一般ユーザーにもドシエ情報を提供している国・機関は、五庁、イスラエル、インド、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド及び WIPO（PCT 国際出願）となっている。

今後、WIPO-CASE の参加庁の増加によりドシエ情報共有ネットワークが更に拡大され、審査官のみならず一般ユーザーの利便性が向上することが期待される。

なお、WIPO-CASE とは別に、日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間で締結された「特許の出願・審査情報の交換に関する取決め」に基づき、JPO は、2020 年に、台湾智慧財産局のドシエ情報交換を開始した。これにより、台湾智慧財産局のドシエ情報が J-PlatPat を通じて参照可能となった。

2.2 OPD-API の試行提供

OPD から特定の出願のドシエ情報を取得する際は、出願番号を入力の上、拒絶理由通知書、意見書、補正書といった情報をそれぞれ選択する必要がある、一般ユーザーから手間がかかるとの指摘があった。

そこで、JPO は、2023 年 5 月に、一般ユーザーによる特許情報の利活用を促進するため、OPD-API（Application Programming Interface）を利用した特許情報の試行提供を開始した。

API とは、あるソフトウェアの機能を別のソフトウェアから呼び出す仕組みを表す。すなわち、OPD-API の利用者は、JPO サーバに、当該利用者が保有する PC 等をオンラインで接続することにより、OPD を通じて提供している五庁の特許情報の一部を、人手による作業ではなく、機械的に取得することが可能である。

ただし、OPD-API による特許情報提供は、安定稼働のためにアクセス数に上限を設けている（表 2 を参照されたい）。また、本 API は有用性や利用者ニーズの調査を目的とした試行段階にあるため、安定稼働に関する連絡調整や利用者ニーズ調査を円滑に行うべく、利用に当たっては利用者登録が必要である。

利用状況等に鑑み、2026 年 6 月時点で新規申し込みの受付を停止しているが、今後、追加募集を行う場合は、特許庁 HP にて告知するので、関心のある者は利用者登録を申請されたい。

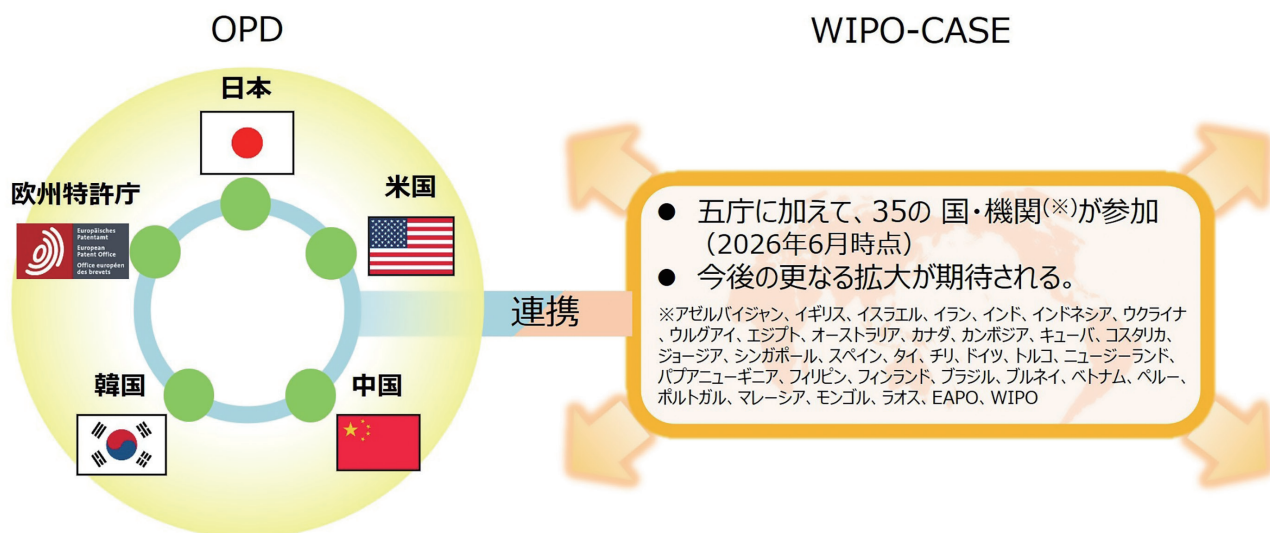


図1 グローバルなドシエ情報の共有システム

表2 OPD-APIにより取得可能な情報とアクセス数の上限

	API名称	取得可能な情報及びアクセス数の上限（/日）	ファイル形式
1	OPDファミリー情報	五庁出願/公開/登録番号に紐づくファミリー情報の一覧（※1）	100 XML形式
2	OPDファミリー一覧情報	五庁出願/公開/登録番号に紐づくファミリー情報の一覧（※2）	300 XML形式
3	OPD書類一覧	五庁出願番号に紐づく書類一覧	300 XML形式
4	OPD分類・引用情報	五庁出願番号に紐づく分類・引用情報の一覧	100 XML形式
5	OPD書類実体	五庁出願番号に紐づく書類実体	100 PDF形式
6	OPD JP書類実体	書類IDに紐づく日本出願の書類実体	100 XML形式 (Zipファイル内)

（※1）出願日、出願番号、公開番号、登録番号（※2）出願日、出願番号、公開番号、登録番号、公開日、登録日

3 グローバル・ドシエの発展

3.1 グローバル・ドシエの優先五項目

2015年に、五庁が参加しているグローバル・ドシエ・タスクフォース（GDTF）会合⁴において、産業界から、究極目標として複数庁への一括出願（クロス・ファイリング）の実現が示される一方、産業界の当面の5つの関心事項について優先的に取り組むことが要請された。五庁は、これを優先五項目と位置づけ、実現に向けた具体的な手段や課題について検討を進めている。

以下、優先五項目の具体的な内容とその進捗状況について、2026年に開催されたGDTF会合の結果に基づき、紹介する。なお、グローバル・ドシエの優先五項目のうち、EPOがリードするアラート機能（各庁における出願・審査情報の更新通知機能に関するプロジェクト）については、2022年に、EPOのEuropean Patent Register⁵において実装されたことを踏まえ、本プロジェクトは、2023年に開催されたGDTF会合において完了した。一般ユーザーは、European Patent Registerへログイン後、具体的な案件を監視対象とすれば、Eメール通知またはRSSフィード（Webサイトの更新情報を自動配信する仕組み）により、監視対象とした出願・審査情報の更新を受け取ることができるようになった。

（1）出願・手続・審査書類のXML化（JPO リード）

本プロジェクトは、庁の書類を、タグで構造化されたテキスト形式であるXML（Extensible Markup Language）にすることで、特許庁と一般ユーザー双方のデータ利用を容易にすることを目的としている。具体的には、願書、意見書、補正書、拒絶理由通知書、拒絶査定及び特許査定⁶の6文書のXML化と外部提供を目指している⁶。

2026年に開催されたGDTF会合において、JPOを含む一部の庁は6文書において達成済みである一方で、いくつかの庁は一部の書類において未達成という状態であるので、引き続きリード庁であるJPOがタイムライン管理を継続することとなった。

（2）出願人名称の統一（MOIP リード）

本プロジェクトは、同一出願人であるにもかかわらず、各庁における出願人名の表記が統一されていないという問題を解決することを目的としている。

当初、MOIPは、プロジェクトの達成条件として、五庁それぞれの言語による出願人名と住所を集約したグローバルマッピングテーブル（GMT）⁷の作成を掲げていた。

しかし、2026年に開催されたGDTF会合において、MOIPは、当該GMTの作成では産業界のニーズを満たせないとし、プロジェクトの新たな達成条件として、ユーザーを一意的に識別可能なID又はWIPOが中心となって推進しているグローバルID⁸の実装とすることが示され

4 五庁、WIPO及び五庁ユーザー団体の実務者でグローバル・ドシエに関するプロジェクト等を議論する作業部会。2012年に開催された五庁長官会合での合意に基づき、設置。2013年から継続的に会合を開催している。

5 European Patent Register
<https://register.epo.org/regviewer>

6 本プロジェクトではXMLに限らず、リーダブルPDF形式など機械処理可能なテキストデータを代替的に提供することも許容している。

7 Applicant name standardization - Global Mapping Table (GMT) https://www.fiveipooffices.org/material/globaldossier_gmt

た。また、今後の計画として、各庁が有する ID とグローバル ID との連携を目指しているとの方向性が示された。この新方針に基づき、JPO としても、プロジェクト完了に向けて協力していく。

(3) 特許庁間での書類共有 (USPTO リード)

本プロジェクトは、当初、出願人が五庁のある庁に行った手続が、他の五庁においても有効な手続として自動的に処理されるサービスの実証実験をすることが目的であった。しかし、2018 年に趣旨が見直され、見直し後は、出願人の提出書類作成の負担を軽減する実用的な対策として、USPTO 側の OPD からデータを抽出し、各庁への提出書類のフォームへ自動入力する支援ツールの提供を検討することになった。そして、この提出書類のフォームの対象として、米国の情報開示陳述書 (IDS)⁹ 等の書類作成を念頭においた取組がされることとなった。

2026 年に開催された GDTF 会合において、USPTO から、eIDS 自動入力ツールのリリースを検討していることが報告された。

(4) リーガルステータス (CNIPA リード)

本プロジェクトは、各庁の出願の法的状態 (権利の存続 / 消滅等) の表示・提供に関するものである。これらの情報は、一般ユーザーにとって、権利行使やライセンス交渉など商業的に重要な意味を持つところ、個別に出願の法的状態を確認するには手間がかかるとの指摘があり、この課題を解決するために取り組んでいるものである。

2026 年に開催された GDTF 会合において、CNIPA から、EPO と CNIPA との間で実施しているパイロットプロジェクトについて、WIPO 標準 ST.27¹⁰ に準拠した特許リーガルステータス (LS) 情報の API によるリアルタイム交換が EPO との間で成功していることが報告された。

なお、JPO は、2023 年に J-PlatPat にて、ST.27 に準拠した LS 情報の表示を開始している¹¹。

以上のとおり、グローバル・ドシエの優先五項目については、完了済みのプロジェクトもあれば、完了に近づいているものやこれから新たに開始するものなどが混在しているが、JPO としては、グローバル・ドシエの発展に向けて、今後も引き続き協力を続けていく。

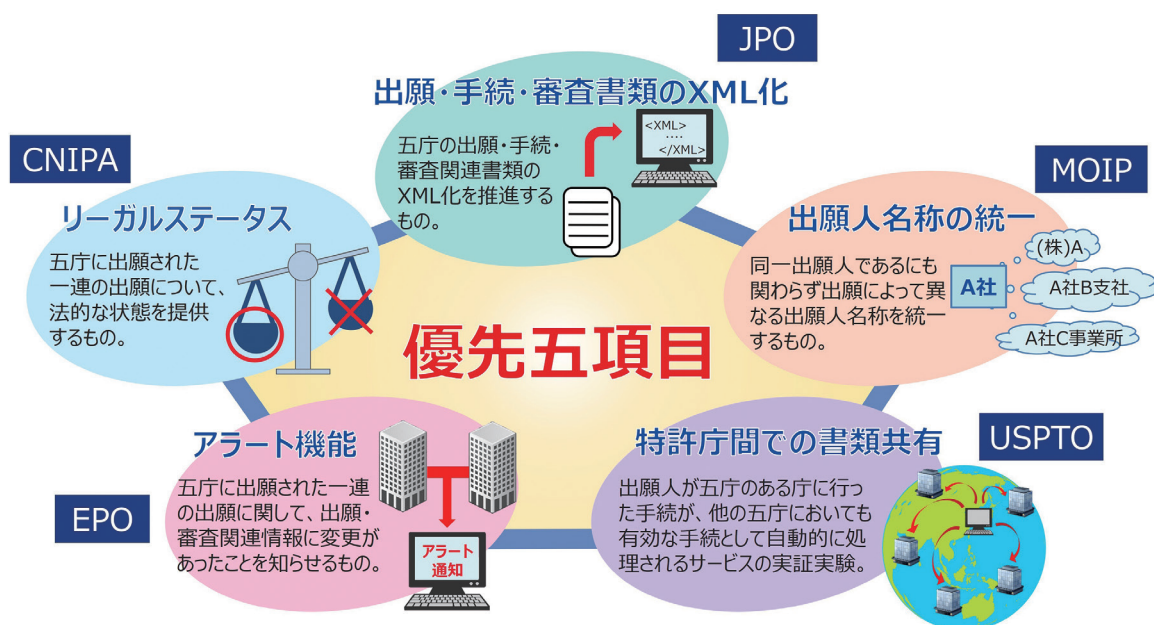


図2 グローバル・ドシエの優先五項目

8 自然人又は法人を一意に識別するための ID。

9 609 Information Disclosure Statement [R-01.2024]
<https://www.uspto.gov/web/offices/pac/mpep/s609.html>

10 STANDARD ST.27 (特許リーガルステータスデータの交換に関する WIPO 標準) <https://www.wipo.int/documents/d/standards/docs-en-03-27-01.pdf>

11 特許情報プラットフォームにて、特許のリーガルステータスを提供します https://www.jpo.go.jp/support/j_platpat/tokkyo_platform_230830.html

4 開発途上国の知財庁に対する IT 関連支援

4.1 WIPO ジャパンファンドを活用した支援

日本政府は、開発途上国の持続的な経済発展と我が国企業等の当該途上国での円滑な経済活動の支援を目的として、JPO を通じて WIPO に任意拠出金を支出している。WIPO は、この拠出金を基に WIPO ジャパンファンド（信託基金）を設置し、JPO と協議の上で同ファンドの事業を策定・実施している。これらの事業は、開発途上国における知財制度の整備、知財庁の行政サービスの向上、知財意識の普及啓発等を主眼としている。

IT に関連する日本ユーザーのニーズとしては、ASEAN をはじめとする開発途上国の知財情報へのアクセス性向上等が挙げられていることから、WIPO ジャパンファンドを通じて、当該途上国の知財庁に対する IT 関連支援（人材育成、知財情報の整備）を実施している。

以下、主な IT 関連支援について具体的に紹介する。

4.2 具体的な IT 関連支援

4.2.1 人材育成

(1) ASEAN IP Register 担当者会合

ASEAN IP Register¹² とは、ASEAN 地域における特許・意匠・商標に関する知財情報を横断的に検索で

きるオンラインデータベースで、WIPO ジャパンファンドを活用した開発支援により、2023 年に設立されたものである。

設立後も、ASEAN IP Register の利便性向上等の観点から、定期的に会合が開催され、2025 年には、カンボジアにおいて、第 8 回 ASEAN IP Register 担当者会合が開催された¹³。当該会合においては、ASEAN IP Register データサービスの整備・強化に焦点が当てられ、デジタル化の取り組み、これまでの進捗状況、データ品質向上及び特許フルテキスト文書の公開における課題などについて議論が行われた。JPO からは、データ交換のメリット、令和 6 年度調査事業「新興国等知財情報の活用に関する調査」¹⁴ の調査結果の発表を行った。

(2) Africa IP Register 担当者会合

ASEAN IP Register の成功事例を踏まえ、2026 年には、モザンビークにおいて、アフリカ地域での IP Register の立ち上げを目的とした第 1 回会合が開催され システム設計、データ品質基準、パイロット導入等を含む具体的なロードマップが議論された。JPO からは、オンライン公開に際しての知財データの品質管理に関する発表を行い、実務上の知見と運用上の留意点を共有した。

なお、現在、アラブ地域での IP Register 立ち上げに向けた会合の開催も検討されており、アラブ地域内の協力とノウハウの横展開が期待される。



図3 第8回 ASEAN IP Register 担当者会合の光景

12 ASEAN IP Register <https://ip-register.aseanip.org/>

13 8th ASEAN IP Register Regional Coordinators Meeting: Enhancing the ASEAN IP Register Platform <https://www.wipo.int/en/web/fit-japan/w/news/2025/8th-asean-ip-register-regional-coordinators-meeting-enhancing-the-asean-ip-register-platform>

14 特許情報提供サービスに関する調査報告書について <https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/service/index.htmlce/index.html>



図4 WIPO-ASEAN IT ワークショップ 2026 の光景

(3) WIPO-ASEAN IT ワークショップ

本ワークショップは、ASEAN 各国の知財庁間での協力強化、デジタル化の現状と課題の共有などを目的としている。2026 年には、ベトナムにおいて開催され¹⁵、ASEAN 諸国に加え、WIPO が開発した知財庁向けの業務支援ソフトウェア WIPO-IPAS (Industrial Property Administration System) を積極的に活用しているバングラデシュ、モンゴル、スリランカ、パプアニューギニアの4カ国が参加し、これら ASEAN 等各庁から、デジタル化やデータ交換等に関する現状について紹介がされた。JPO からは、フルテキスト化のメリット、AI アクションプランなどについて説明した。

4.2.2 知財情報の整備

(紙文書の電子化やフルテキスト変換)

紙文書の電子化やフルテキスト変換に係る支援事業は、成果が目に見えるまでに時間を要するものの、各国の知財庁間におけるデータ交換やオンラインデータベースでの閲覧を通じ、先行技術文献調査や技術動向の把握に寄与することから、非常に重要な取り組みである。

これまで、WIPO ジャパンファンドを活用して、ASEAN・アジア太平洋・中南米・アフリカ・アラブなど幅広い地域に所在する様々な知財庁に対し、電子化やフルテキスト変換の支援を実施してきた。

近年の実績としては、ザンビアにおける知財文書の電子化プロジェクト¹⁶、エジプトにおける特許文書のフルテキスト化プロジェクト¹⁷を完了した。

5 まとめ

本稿では、ドシエ情報提供サービスの最新情報とともに、五庁が取り組んでいるグローバル・ドシエの発展、開発途上国の知財庁に対する IT 関連支援を紹介した。OPD と WIPO-CASE を中心としたドシエ共有ネットワークは参加庁の拡大により利便性が高まり、JPO による OPD-API の試行提供は、利用者による機械的なデータ取得を可能にしている。

グローバル・ドシエの優先五項目については、XML 化、出願人名称の統一及びリーガルステータスなどで一定の進展が見られる一方、各庁間の実装差や追加的な課題も残されている。また、WIPO ジャパンファンドを活用した支援を通じ、IP Register 構築・運用支援、IT 担当者の連携強化、紙文書の電子化やフルテキスト化が進展し、各国知財庁の能力強化や業務プロセスの改善に寄与している。

以上のとおり、JPO は引き続き国際協力を推進して、特許情報に関するグローバルな IT 化を進めていくことで、特許審査官のみならず一般ユーザーも含めた幅広い利活用促進に努めていく。

15 WIPO-ASEAN Information Technology Workshop 2026 <https://confluence.wipo.int/confluence/spaces/wipoimd/pages/1714389632/WIPO+-+ASEAN+Information+Technology+Workshop+2026>

16 IP Document Digitization Project Completed in Zambia <https://www.wipo.int/en/web/fit-japan/w/news/2025/ip-document-digitization-project-completed-in-zambia>

17 IP Document Digitization Project Completed in Egypt <https://www.wipo.int/en/web/fit-japan/w/news/2025/ip-document-digitization-project-completed-in-egypt>